

随意契約によることとした理由

1 件名

南3区駅前吉島線道路空間整備基本計画策定支援業務

2 業務概要

本業務は、市道南3区駅前吉島線（以下「駅前通り」という。）の駅前大橋南詰交差点から松川町交差点までの間について、地域の「広島駅前通り勉強会※」がとりまとめた「広島駅前通り整備に関する提言書」を踏まえつつ、技術面や制度面の検討を加え、「駅前通り道路空間再整備の基本計画」の策定支援を行う。

※ 広島駅前通り勉強会について

広島駅ビルの建替えや広島駅南口広場の再整備等を契機として、地域の関係者が、まちづくりを学習、研究するために立ち上げた任意団体。

3 契約の相手方

(1) 所在地

広島市中区八丁堀16番11号

(2) 商号又は名称

パシフィックコンサルタンツ・荒谷建設コンサルタント共同企業体

代表構成員 パシフィックコンサルタンツ株式会社 中国支社

4 随意契約の根拠規定

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当

5 随意契約によることとした理由

本業務は、提言内容に対する検討項目が多種にわたり、業務受託者が持つ知識や経験、それらに基づく提案力によって大きく業務成果の異なる性質の業務であることから、受注者の選定にあたっては、入札金額だけで受託者を選定する一般競争入札ではなく、業務の履行能力等を評価し、最も適したものを選定できる「公募型プロポーザル方式」を採用することとした。

同プロポーザルにおいては、3社から提案書が提出され、「南3区駅前吉島線道路空間整備基本計画策定支援業務プロポーザル審査委員会」において審査した結果、当該業者の提案書が最も高い点数であり、最低限の水準を満たしたため、同者を受託候補者として特定した。